

十和田市子ども見守り支援事業業務委託 仕様書

1. 事業名 十和田市子ども見守り支援事業業務委託

2. 事業目的

この事業は、ひとり親家庭等を対象に「こども食堂」等の活動を通じて児童等を見守り、また支援が必要な家庭・児童を把握し必要な支援につなげることで、児童虐待の早期発見・早期対応を推進することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4. 委託事業実施場所 十和田市内

5. 見守りの対象

- ① ひとり親家庭の親と子
- ② 支援ニーズが高い児童とその親
- ③ 児童虐待の疑われる家庭とその児童
- ④ 児童福祉法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等

6. 委託内容

以下の全ての業務を合わせて実施することとする。

- ① 月に2回程度、年間18回以上、継続的にこども食堂等を開催し、その開催について周知すること
- ② こども食堂等開催時に、見守りの対象となる児童とその親などから話の聞取り等により状況の把握を行うこと
- ③ 見守り訪問を希望する家庭及び支援が必要と思われる家庭への個別訪問を行い、相談対応や情報提供などの支援を行うこと
- ④ こども食堂等開催時および見守り訪問の実施時に、児童虐待が疑われる場合や支援が必要とみられる児童等を把握した場合、関係機関へ報告すること

7. 報告

- ① こども食堂等開催時や見守り訪問活動において、支援が必要とみられる児童等を把握した場合、見守り活動報告記録書により、こども家庭センターへ随時報告するものとする。
- ② 子ども食堂の開催回数及び参加人数、見守り訪問の件数等について、実施月の翌月15日までにこども支援課へ報告するものとする。

8. 提出書類

受託者は契約締結後速やかに次に掲げる書類①を提出するものとする。また事業終了後には、

下記書類②を提出することとし、市から求められた場合等必要に応じ下記書類③についても提出することとする。

- ① 事業実施計画書
- ② 事業実施報告書
- ③ その他十和田市長が必要と認める書類

9. その他

- (1) 業務履行の過程において、十和田市または受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、対象児童等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとし、事業終了後及びその職を退いた後も、同様とする。